

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学技術室規程

令和5年3月24日
規程第 2 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（次条において「本学」という。）に置く技術室に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 本学に、次条に規定する業務を行うため、学長の下に技術室を置く。

(業務)

第3条 技術室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 総合情報基盤センター、生命科学研究基盤センター及びマテリアル研究プラットフォームセンターの業務のうち技術支援に関すること。
- (2) 研究設備・機器の共用及び情報環境の活用促進に関すること。
- (3) 設備整備戦略会議及び設備整備推進室の運営に関すること。
- (4) その他教育研究に係る技術支援に関すること。

(技術区)

第4条 技術室に次に掲げる技術区を置く。

- (1) 情報技術区
- (2) バイオサイエンス技術区
- (3) 物質創成科学技術区

(組織)

第5条 技術室は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 室長
- (2) 技術区長
- (3) 室員

(室長)

第6条 室長は、学長が指名する事務職員又は技術職員をもって充てる。

- 2 室長は、技術室の業務を掌理する。
- 3 室長の任期は、1年とし、再任されることができる。

(技術区長)

第7条 技術区長は、技術区ごとに、学長が指名する事務職員又は技術職員をもって充てる。

2 技術区長は、技術区の業務を掌理し、室長を補佐する。

3 技術区長の任期は、1年とし、再任されることができる。

(室員)

第8条 室員は、事務職員又は技術職員をもって充てる。

2 室員は、上司の指示に従い、技術室の業務に従事する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、技術室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。